

会員に対する処分等に関する規則

平成18年 1月20日制定
平成19年 5月18日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成23年 6月16日改正
平成24年 6月14日改正

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、定款第17条に定める会員に対する処分その他の措置等に関し、必要な事項を定める。

第2章 会員の処分等

(調査)

第2条 会長は、正会員について定款第17条第1項各号の一に該当すると思料される事案が発生し若しくはその事案を認知したとき、又は正会員の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）その他の法令、法令に基づく主務官庁の処分若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約若しくは取引の信義則の遵守の状況若しくは資産運用等の業務の状況若しくは財産の状況が本会の目的にかんがみて適当でないと思料されるときは、事務局にその調査を命じることができる。

2 会長は、賛助会員について定款第17条第2項各号の一に該当すると思料される事案が発生し若しくはその事案を認知したときは、事務局にその調査を命じることができる。

3 会長は、前2項に規定する調査を行うため、必要に応じ会員に対して資料の提出、又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

4 会員は、前項に規定する資料の提出、又は説明を求められた場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(規律委員会への諮問)

第3条 会長は、前条に規定する調査又は会員調査（業務規程第9条に規定する会員調査をいう。）の結果、当該会員に対して処分（正会員に対する過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限又は除名をいい、賛助会員に対する除名をいう。以下同じ。）することが適当と認めるときは、規律委員会に対しその対応について諮問し、その意見を求めることができる。

2 会長は、前項の規定に基づき規律委員会に意見を求める場合には、前条第1項に基づく調査の

結果を規律委員会に報告するものとする。

(規律委員会による審議等)

第4条 規律委員会は、会長から諮問のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案等に関し、その処置（処分することが適当と認められる場合は、処分の種類及びその程度を含む。）について審議するものとする。

2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。

3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る会員に対して出席を求めて事情聴取し、又は顛末書の提出を求めることができる。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果（処分することが適当であるとする場合には、その処分の種類及び程度並びに理由を含む。）を会長に報告するとともに、審議の結果が当該会員を処分することが適当であるとする場合には、その処分の種類及び程度並びに理由を当該会員に通知するものとする。

(弁明の機会)

第5条 会長は、会員の処分について総会又は理事会に附議しようとする場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとする。

2 会長は、前項の弁明の機会の付与に当たり、当該会員に対して処分の対象となる事実、弁明のための日時及び場所をその1週間前までに通知するものとする。

3 弁明の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

4 当該会員は、弁明を行うに当たっては、会長が指定した期日までに弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

5 当該会員が正当な理由なく出頭しないときは、改めて弁明の機会を与えることなく結審することができる。

(総会等への附議等)

第6条 会長は、第4条第4項に基づき規律委員会から報告のあった審議の結果について総会又は理事会に附議するものとする。

2 総会又は理事会は、その決議に当たり規律委員会の審議の結果を尊重するものとする。

(処分の程度等)

第7条 定款第17条第1項に規定する過怠金の徴収又は会員権の停止若しくは制限の程度は、次のとおりとする。

- (1) 過怠金の徴収 5千万円以下
- (2) 会員権の停止若しくは制限 6ヵ月以内

2 過怠金の徴収及び会員権の停止若しくは制限は、これを併科することができる。

3 正会員は、会員権の停止若しくは制限の処分を受けた場合においても、正会員としての義務を履行しなければならない。

4 除名処分を受けた者に係る再入会の申込みは、処分の日から1年を経過するまでは受理しない。

(勸告)

第8条 会長は、第2条第1項に規定する調査の結果、当該正会員に対して業務改善等を求めることが適当と認めるときは、定款第18条に規定する勸告（以下「勸告」という。）を行うことができる。

(その他の措置)

第9条 会長は、処分のほか事案の内容に応じて、口頭若しくは文書による注意（以下「注意」という。）を行うことができる。

(業務改善計画等の徴求)

第10条 会長は、正会員に対して処分、勸告又は注意を行った場合には、当該正会員に対し業務改善計画の作成及び業務改善計画に基づく措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(処分等の通知)

第11条 会長は、理事会が会員の処分を決議した場合には、当該会員に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

2 会長は、勸告を行う場合には、当該会員に対して勸告の内容及び理由を文書により通知するものとする。

(規律委員会への報告)

第12条 会長は、第3条に基づき規律委員会に諮問した会員に対する処分について、総会又は理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会委員に報告するものとする。

(処分の公表)

第13条 会長は、会員に対して処分を行った場合には、文書その他の方法によりその旨を他の会員に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定に基づき他の会員に通知を行ったときは、これを公表するものとする。

附 則

1. この規則は、平成18年3月1日から実施する。

2. 経過措置

(1) 第3条第1項の規定は、平成18年7月1日から適用し、当該適用日までの間の規律委員会の委員数は、11名以内とする。

(2) 第3条第3項の規定は、平成19年7月1日から適用することとし、当該適用日までに委嘱された規律委員会委員の任期は、1年（補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間）とする。

(3) 現に公正部会委員に委嘱されている者については、この規則の実施日において、規律委員会委員に委嘱されたものとみなして、この規則を適用する。この場合の委員の任期は、平成18年6月30日までとする。

附 則

この改正は、平成19年6月1日から実施する。

ただし、この改正規定の実施日前に本会に報告のあった事案については、改正前の第12条の規定を適用する。

附 則

この改正は、定款について主務官庁の認可を受けた日（平成19年9月30日）から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則（平成24年6月14日付で附則改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から実施する。

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から実施する。